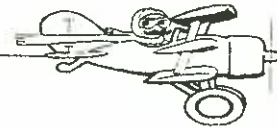


生命保険見直し術 「収入保障保険の保険金取扱い」



夏の夜空に花火が似合う季節となりましたが、皆様いかが御過ごでしょうか？
もしもの時の保険金を一度に受け取るのではなくて何年かに分けて年金形式で受け取ることでできる収入保障保険という保険がありますが、これは一時金で受け取ることも可能です。
今回は収入保障保険の受取方による税金の違いについて考えてみましょう。

◆ 相続税の取扱い

一家の大黒柱の死亡による収入減をカバーするために年金受取を選択すると、一時金受取より相続税評価額が低くなる確定年金の年金受給権の評価となります。
年金の残存期間に応じてその期間に受けるべき年金総額に表の割合を乗じた算定額となります。
ただし年金年額の15倍は超えません。

確定年金の権利の評価

| | |
|----------------|--------|
| 5年以下のもの | 70/100 |
| 5年を超え10年以下のもの | 60/100 |
| 10年を超え15年以下のもの | 50/100 |
| 15年を超え25年以下のもの | 40/100 |
| 25年を超え35年以下のもの | 30/100 |
| 35年を超えるもの | 20/100 |

◆ 所得税の取扱い

年金の受取人に対しては受取年金に対し雑所得として所得課税があります。
この場合の雑所得の計算は次のようになります。一時受取の場合課税はありません。

$$\text{雑所得の金額} = \text{年金受取額} \times \frac{\text{年金部分の既払込保険料}}{\text{年金年額} \times \text{受取年数}}$$

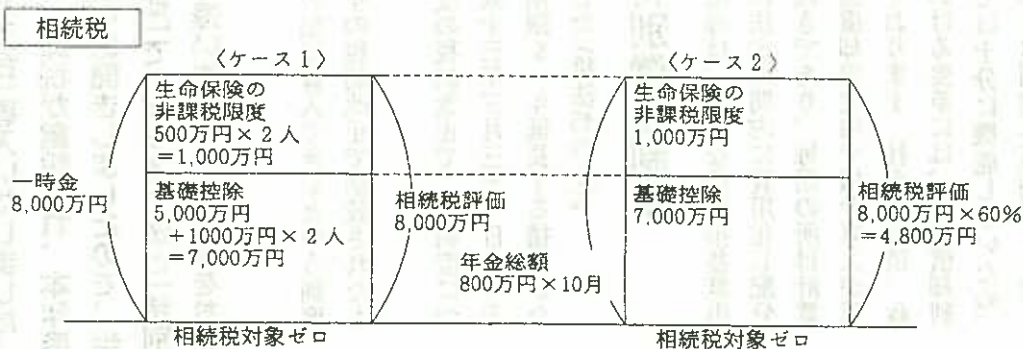
$$\text{年金部分の既払込保険料} = \frac{\text{年金受取総額}}{\text{年金受取総額} + \text{一時金}}$$

< 実例 >

相続人…2人
死亡時までの既払込保険料…100万円
年金受取総額…8000万円(年金年額800万円)
年金受取の残存期間…10年
相続財産…他になし

ケース1
年金総額を全額一時金受取の場合

ケース2
年金総額を全額年金受取の場合



所得税

< ケース1 >
所得税・住民税対象ゼロ
< ケース2 >

$$\text{雑所得金額} = 800万円 - \left(800万円 \times \frac{100万円}{8,000万円} \right) = 790万円$$

$$\text{所得税・住民税} = (790万円 - \text{所得控除等} 90万円) \times 30\% = 167万円$$

$$10年間の税額 = 167万円 \times 10年 = 1,670万円$$

(注) 所得税と住民税の所得控除の差額および均等割の税率は便宜上考慮していません。

受取選択のポイントは相続税額です。上記は相続税がかからないので一時金受取が有利ですが相続財産の多い場合年金受取の方が所得税を払っても権利の評価が低くなるため有利になる場合もあります。
受取請求の前に全体の相続税額がいくらになるか計算することをおすすめします。